**農地転用申請についての注意事項**

○農業振興地域整備計画における農用地区域内の農地は転用が許可されません。

[農地法第４条第６項第１号イ]

　農用地区域内に該当する場合、農地転用申請までに農用地区域内の除外を行う協議が必要です。このため、農地転用申請を行う前に、申請地が農用地区域に該当しないか、米原市農政課(伊吹庁舎１階)で確認し、該当する場合は、農用地区域内の除外等について農政課と協議してください。

○国の基準に基づき、保全すべき農地(甲種農地、第１種農地)と判断される農地については、一部の例外的な施設を除き、原則として農地転用は許可されません。[農地法施行令第１２条]

＜保全すべき農地の例＞

　・申請地周辺に農地が広がっている(１０ｈａ程度の広がり)

　　※道路等で農地が分断されていても、農業機械が移動できる限り、一団の農地として判断されます。

　・土地改良事業が実施された農地

○土地の造成のみを目的とする転用申請は許可されません。

[農地法施行規則第４７条第５号：一般基準]

○資材置場、駐車場等、建築物の伴わない農地転用は、利用者が申請地を必要とする理由が明確に認められることが必要となります。

○農地を転用する必要性や具体的な計画がないにもかかわらず、所有権の移転や地目の変更のみを目的として農地転用の許可を受けた場合、虚偽申請として刑罰の対象となる場合もありますのでご注意ください。[農地法第６４条]

○農地転用の申請面積は、事業計画の目的に照らして必要最小限の面積となります。

[農地法施行規則第４７条第４号：一般基準]

○転用許可後、定期的に転用事業の実施状況等を調査することがありますので、申請にかかる事業を確実に行うようにしてください。

○農地以外の土地で申請目的を達成できる場合、転用が許可されません。但し、駅や市役所から３００ｍ以内の農地等、市街化の著しい区域は除く。[農地法第４条第６項第２号]

○農地法の申請は、毎月１５日（休日の場合は翌平日）が締切日となっています。締め切りまでに提出いただいた申請書は、翌月１０日の農業委員会総会において審議し、許可相当とされた場合、締切日翌月の２０日頃に許可書が発行されます。ただし、滋賀県農業会議に諮問が必要な案件については、諮問後許可書が発行されますので、締切日の翌月下旬頃となります。

○上記に示しました以外にも農地転用の許可に関する要件等がありますので、事前に農業委員会でご協議ください。また、農業委員会での審議の結果、農地転用申請が不許可となる場合もありますので、あらかじめご了承ください。